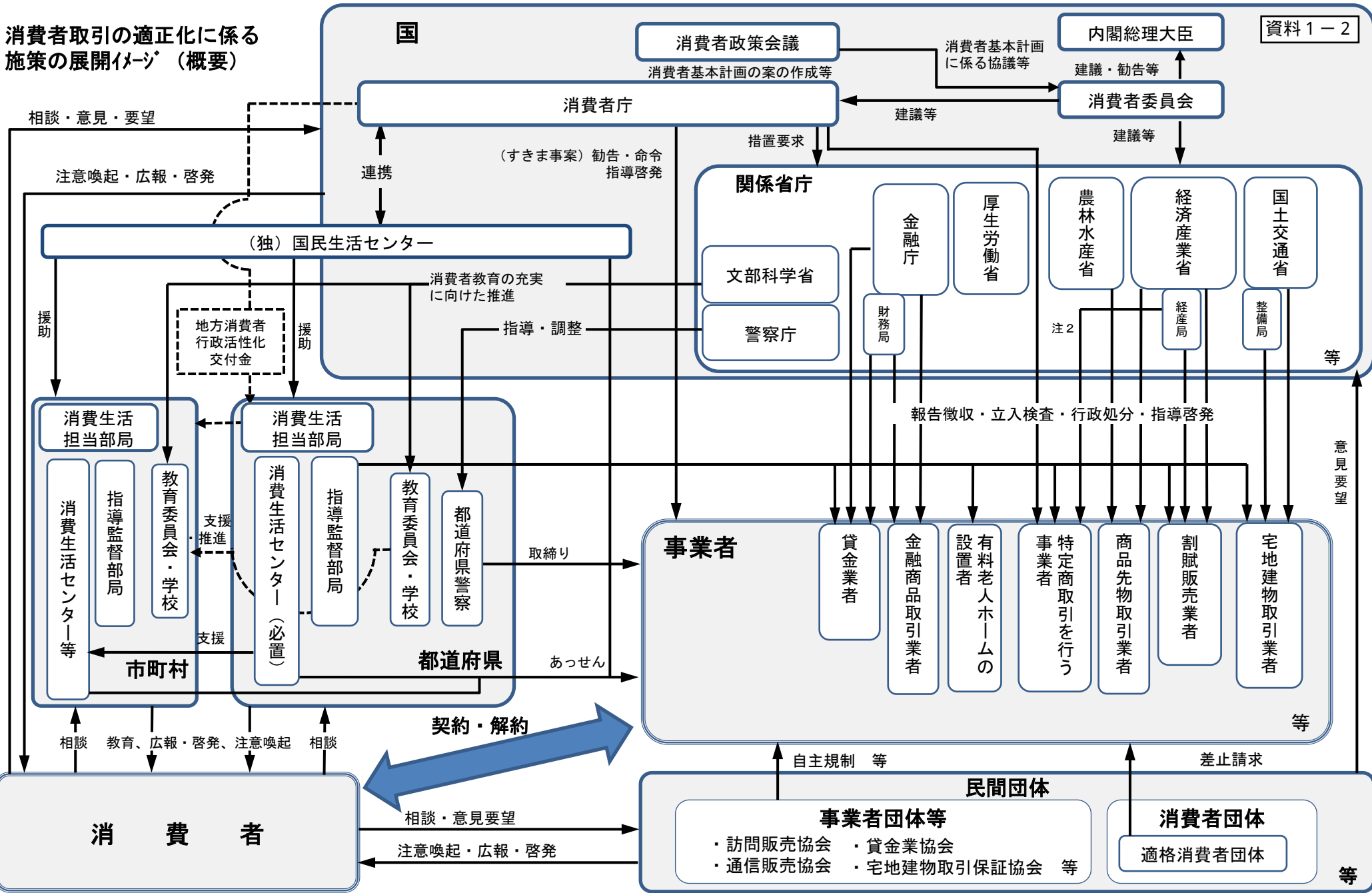


消費者取引の適正化に係る 施策の展開イメージ（概要）



(注) 1 総務省行政評価局が作成したものであり、本政策評価に関係する主要なものを整理している。
 2 経済産業局長は、特定商取引法第69条第3項に基づき、消費者庁長官から権限の一部を委任されている。